

仙台市優良建築物等整備事業補助金交付に関する取扱い基準

(平成27年12月3日都市開発部長決裁)

(趣旨)

第1 この基準は、仙台市優良建築物等整備事業補助金交付要綱（平成8年2月1日市長決裁。以下「要綱」という。）第4条第3項及び同条第4項に規定する基準を定めるものとする。

(用語)

第2 この基準において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(区域要件)

第3 要綱第4条第3項に掲げる区域は、次に掲げる条件に該当するものとする。

- 一 当該区域が原則として1,000㎡以上5,000㎡未満であること
- 二 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第3条第1項第2号に掲げる条件を満たすものであること

2 要綱第4条第4項に掲げる区域は、次に掲げる実施項目のうち、各号から1項目以上を導入し、かつ、各号合わせて4項目以上を導入するものとする。

- 一 省エネ・新エネ設備の導入
 - ア 再生可能エネルギー源の発電設備（太陽光発電、風力発電など）
 - イ LED照明設備（共用部分）
 - ウ 高効率型給湯設備（全住戸に採用）
 - エ コージェネレーションシステム（全住戸に採用）
 - オ その他、上記設備と同等の性能を有するものとして認められた設備
- 二 防災力強化設備の導入
 - ア 防災備蓄倉庫（施設利用者のための備蓄品を保管する倉庫）
 - イ 非常用発電装置（稼動時間は12時間以上とする）
 - ウ 管制運転装置付昇降機設備（P波、火災、停電）
 - エ 免震装置、制振装置など
 - オ その他、上記設備と同等の性能を有するものとして認められた設備

(事業効果の評価)

第4 優良建築物等整備事業の補助採択にあたっては、事業効果の評価するものとする。なお、要綱第4条第3項に掲げる区域における事業効果の評価にあたっては、次に定める必要性、立地性及び公益性の視点を加味するものとする。

- 一 必要性（課題解消の必要性）
 - ア 地区の課題解消
 - イ 地区の現況
- 二 立地性（地区の重要度）

ア 地下鉄駅との近接性

三 公益性（まちづくりの貢献度）

ア まちのにぎわい・活性化

イ 公共公益施設の整備

2 施行者は、優良建築物等整備事業効果の評価に関する申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

一 計画表（様式第2-1号又は第2-2号）

二 その他計画表の内容を確認できる書類・図面等

3 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、仙台市市街地再開発事業補助調整会議設置要綱（平成27年3月30日都市整備局長決裁。以下「設置要綱」という。）に定める調整会議に付し、優良建築物等整備事業の補助採択に関する意見を聞かなければならない。この場合において、設置要綱中「市街地再開発事業」とあるのは「優良建築物等整備事業」と、「市街地再開発組合等」とあるのは「施行者」と読み替えるものとする。ただし、対象区域が要綱第4条第4項に定める区域であるときは、設置要綱別記に定める職員中「まちづくり政策局政策企画部長」、「経済局産業政策部長」、「都市整備局計画部長」、「都市整備局総合交通政策部長」及び「建設局道路部長」を省略することができる。

4 市長は、前項の規定による調整会議の審議結果に基づき、優良建築物等整備事業事業効果の評価に関する結果通知書（様式第3号）により施行者に通知するものとする。

5 前項までの規定は、補助対象事業の計画の内容を変更する場合において準用する。ただし、変更が軽微であるときは、調整会議の意見聴取を省略することができる。

第5 市長が特に必要と認め、設置要綱に定める調整会議の了解を得た場合は、本基準を適用しないことができる。

附 則

この基準は、平成27年12月6日から実施する。

附 則（平成28年12月22日改正）

この改正は、平成28年12月27日から実施する。

附 則（平成30年3月19日改正）

この改正は、平成30年3月19日から実施する。

附 則（平成31年4月26日改正）

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和4年2月24日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。